

令和3年第3回玉名市農業委員会総会議事録

令和3年3月5日（金）午後2時 玉名市役所 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	赤松 繁之	4番	竹下 宏介
5番	浦谷 幸司	6番	縄田伊知郎	7番	下川 安	8番	船津 和利
9番	澤村 哲志	10番	田上 一	11番	福田 友明	12番	中島 浩輔
13番	小川 信孝	14番	高田 優子	15番	吉田 孝壽	16番	島村 秀敏
17番	永田 眞一	18番	堀田 昌子	19番	村端 一弘		

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

0名

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	植野 司	推3	松本 恒幸	推4	土田 健一
推5	小山 勝男	推6	森川 正志	推8	岡村 栄一	推9	橘 一輝
推10	粟田 稔	推11	小山久仁江	推12	西分 幸夫	推13	徳井 勝美□
推14	永田 光秀	推15	楯岡 秀昭	推16	井上 道明	推17	中山 一久
推18	坂本 修	推19	平野 秀正				

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推7 増本 龍雄

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 小山 博 次長 西山 美和 係長 松倉 司 参事 安田 志津子
会計年度任用職員 勅使川原 智美

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
第11号 事業計画変更承認申請について(5条許可後)
第12号 農地法第4条の規定による許可申請について
第13号 農地法第5条の規定による許可申請について
第14号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第7号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について(18条)
第8号 許可書返納届について

1. 開 会

○事務局長（小山 博君） それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきますと思います。

本日は農業委員総数19名、皆様の御出席でございます。また、農地利用最適化推進委員総数19名のうち、7番増本推進委員から欠席の届けが出ており、6番森川推進委員が15分程度遅れての出席ということでございましたので、これから開会させていただきます。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから、令和3年第3回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（小山 博君） まず、永田会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 改めまして皆さん、こんにちは。昨年の7月以来、全員出席と思いましたが、1人の推進委員さんが今日はどうしてもということで欠席でございますけれども、皆さんの元気な姿を拝見いたしまして非常にうれしく存じております。また、推進委員の森川委員もちょっと遅れるという連絡をいただきました。

それにいたしましても最近、新型コロナウイルスは何となく落ち着いてきたように感じますけれども、まだまだ収束をしたわけではございませんので、お互いに注意しながら、各地で農業委員の皆さんも推進委員の皆さんも非常に健闘して頑張っていることは重々承知しております。これからもどうぞひとつリーダー的な存在として、各地域で御健闘いただきたいと思います。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） それでは、早速ではございますけれども、議事に入りたいと思います。尺度を持って進めさせていただきます。

それでは、本日の議案は、議第10号より議第14号までの86件と報告第7号より第8号までの28件が提案されております。慎重なる御審議よろしく願いいたします。

また、本日の議事録署名委員は、12番中島浩輔委員、13番小川信孝委員をお願いいたします。毎回でございますけれども、発言の際には委員番号と氏名、推進委員の皆さんからの発言の場合は、推進委員番号と氏名を述べた上で発言をお願いいたします。また、採決の際の挙手につきましては、農業委員のみの挙手をお願い

いたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、早速議事に入ります。

まずはじめに、議第10号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。議案1ページをお願いいたします。

議第10号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和3年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、山田と南坂門田の申請人で、北坂門田の畑1,891㎡外1筆、計2,457㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

2番、下と川部田の申請人で、上小田の田2,596㎡を小作地取得のため売買するものです。

3番、岱明町の申請人で、岱明町西照寺の田938㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

2ページをお願いいたします。

4番、岱明町の申請人で、岱明町西照寺の田13㎡外2筆、計86㎡を贈与するものです。

5番、兵庫県西宮市と岱明町の申請人で、岱明町山下の畑696.87㎡外1筆、計1,137.09㎡を親戚に贈与するものです。

6番、岱明町と玉名郡長洲町の申請人で、岱明町高道の田240㎡外2筆、計1,473㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。報告第7号26番と関連しております。

7番、岱明町と玉名郡長洲町の申請人で、岱明町高道の田726㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

3ページをお願いいたします。

8番、岱明町と玉名郡長洲町の申請人で、岱明町高道の田396㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

9番、岱明町と玉名郡長洲町の申請人で、岱明町高道の田763㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。報告第7号27番と関連しております。

10番、熊本市北区と玉名郡長洲町の申請人で、岱明町高道の田396㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

1 1 番、天水町の申請人で、天水町部田見の田 3 1 8 m²外 2 筆、計 6 2 5 m²を労力不足と隣接地取得のため売買するものです。

4 ページをお願いいたします。

1 2 番、天水町の申請人で、天水町部田見の田 7 1 4 m²を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

1 3 番、天水町の申請人で、天水町野部田の畑 6 8 4 m²を相手方の要望と経営拡張のため売買するものです。

1 4 番、天水町の申請人で、三ツ川の畑 2, 0 6 5 m²を農業者年金受給のため使用貸借権を設定するものです。

以上、計 1 4 件、合計 1 5, 0 5 6. 0 9 m²につきまして、農地法第 3 条第 2 項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、許可要件の全てを満たしているものと判断し御提案しております。

去る 3 月 2 日及び 3 日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

御審議の程、よろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。それでは、まず、受付番号 1 番から 1 4 番まで、順に担当委員の説明をお願いいたします。また、連続して説明される場合は、引き続き説明いただきますようお願いいたします。

それでは、1 番からどうぞ。

○6 番（縄田伊知郎君） 農業委員 6 番縄田です。1 番の案件について説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張ということです。現在、放棄地になっていますが、開墾して野菜を植えられるそうです。下限面積も満たしており、許可相当と判断いたします。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2 番、お願いいたします。

○8 番（船津和利君） はい、8 番、船津です。2 番の案件について説明いたします。

譲受人は小作ということで、その地を買い取るということで、下限面積も満たしており、何ら問題ないと思います。

よろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、3 番、4 番、連続でお願いいたします。

○1 1 番（福田友明君） 1 1 番、福田です。3 番、4 番について説明いたします。

まず最初に3番ですけれども、西照寺の公民館から約500mほど東へ行ったところに位置しますが、申請理由としては、譲渡人は労力不足、そして譲受人は隣接する土地ということで、経営拡張であります。

それから4番については、3番に隣接したところでありますが、申請理由は贈与であります。面積は小さく86㎡ですが、これは昨年11月の第11回の農業委員会総会の中で採択された土地の法面に接地しております。申請が前回漏れたということで今回申請されたものであります。所有権移転にあたりましては、経営面積も満たしております、許可相当と判断しております。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

続きまして、5番、お願いいたします。

○12番（中島浩輔君） 農業委員12番中島です。5番の案件について説明いたします。

譲渡人、譲受人は親戚関係にあたり、譲受人の住まいと、ここの畑が近所で、畑をしやすいということで、問題ないものと思っております。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、6、7、8、9、10番までお願いいたします。

○推12番（西分幸夫君） 推進委員12番西分です。案件の6番から10番まで続けて報告いたします。

続けて報告する理由は、譲受人が同一人であるということと、譲り受ける農地が隣接した地域でありますので、続けて報告いたします。

譲渡人はいずれも労力不足です。譲受人はこれを譲り受けて、現在は畑なんですけれども、これが荒れ地の状態になっております。そこを譲り受けて畑にして使うという予定でございます。畑にするために許可になりましたならば嵩上げをする予定だそうなんですけれども、その嵩上げする場合において、この農地の南側に用水路がありますので、その用水路に影響を及ぼさないように処置をお願いして了解していただいております。畑にして豆とかニンニクとかを作る予定だそうです。

譲受人は下限面積も満たしております問題ないと思っておりますので、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

6番から10番まで、ただいま説明をしていただきました。

それでは、11番、12番、よろしくお願いいたします。

○17番（永田眞一君） 農業委員17番永田です。11番の案件について説明いたし

ます。

譲渡人は労力不足、譲受人は隣接地取得、ハウス野菜作付けです。現地調査の結果、何ら問題なく許可相当と思います。

以上です。

12番の案件について説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望で、下限面積も満たされており、現地調査の結果、何ら問題なく許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、13番、お願いいたします。

○19番（村端一弘君） 農業委員19番村端です。13番の案件について説明します。

譲渡人は相手方の要望、譲受人は経営拡張ということで、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、14番、お願いいたします。

○18番（堀田昌子君） はい、18番、農業委員、堀田です。14番の案件について説明します。

使用貸人、使用借人は親子関係です。農業者年金受給のためのものです。特に問題はなく、許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま、受付番号1番から14番まで、担当委員の説明が終わりました。御意見、御質問などはございませんでしょうか。ほかに御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見も御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第10号農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。異議がないものと認め、議第10号農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第11号農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたしま

す。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。5ページをお願いします。

議第11号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。令和3年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が大倉の畑355㎡で、転用目的は個人住宅です。備考欄の理由により計画変更するものです。議第13号6番と関連しております。

以上1件、355㎡を御提案しております。去る3月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

1番どうぞ。

○6番（縄田伊知郎君） 6番、農業委員、縄田です。1番の件について説明いたします。

申請許可後、当初の計画では土地の売買取得後すぐに事務所建設の予定であったんですが、自宅の老朽化でシロアリ被害がでたため、早急に自宅の建て替えが必要となり、事務所建築資金を自宅建て替え費用の一部として使用せざるを得なくなり、事務所の建設資金が調達できなくなって、やむなく断念したということです。現地調査の結果、許可相当と判断いたします。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。皆さんより何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第11号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。議第11号については、承認することに決定いたしました。

次に、議第12号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局小山です。6 ページをお願いいたします。

議第12号農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和3年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が岱明町浜田の雑種地、現況畑495㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上1件、495㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る3月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。それでは、1番、御説明をお願いいたします。

○12番（中島浩輔君） はい、農業委員12番中島です。1番の案件について説明いたします。

今、事務局から説明がありましたように、登記地目は雑種地ですけど現況が畑だったため、今回申請されました。目的は個人住宅で、場所は岱明中学校より南の方へ500mほど行ったところ。木造の平屋を計画されております。北側は畑で西側には申請者の分筆された残地150㎡ぐらい、南側は住宅があり、東側は上下水道が埋設されている道路です。給水については市の上水道へ接続し、生活雑排水、汚水も同じく市の下水へ接続され利用されるそうです。雨水については、自然浸透のほか地下浸透柵を設け、敷地内において処理されるということです。現地調査の結果、問題ないものと思います。審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。皆さんより何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第12号農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。議第12号農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議第13号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。議第13号は受付番号8番につきまして始末書が添付されておりますので、担当委員の説明の前に事務局より始末書を読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。7ページをお願いいたします。

議第13号農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和3年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が六田の田503㎡で、転用目的は宅地分譲3区画です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が山田の畑631㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

3番、申請物件が伊倉北方の畑498㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、駅、市役所等の周囲おおむね500m以内の区域内にある農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

8ページをお願いいたします。

4番、申請物件が伊倉北方の畑14㎡外1筆、計180㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね300m以内に駅、市役所、インターチェンジ等が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断しております。

5番、申請物件が中坂門田の畑18㎡外3筆、計2,186㎡で、転用目的は建売住宅4戸です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が大倉の畑355㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、駅、市役所等の周囲おおむね500m以内の区域にある農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。議第11号1番と関連しております。

7番、申請物件が田崎の畑86㎡外4筆、計2,377㎡で、転用目的は農業資材販売所です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

9ページをお願いいたします。

8番、申請物件が岱明町野口の田185㎡外1筆、計441㎡で、転用目的は個

人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

9番、申請物件が岱明町大野下の田627㎡で、転用目的は学校用地（園庭拡張）です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

10番、申請物件が岱明町山下の畑323㎡外1筆、計379㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、駅、市役所等の周囲おおむね500m以内の区域内にある農地で、ほかに適当な場所がないものと判断できる第2種農地及び上下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2以上の公共施設等が存在する区域内にある農地で、第3種農地と判断しております。

11番、申請物件が横島町横島の田359㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農用地区域内の農地ではありますが、現在除外の公告縦覧中です。除外後の農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、住宅で集落に接続して設置されるものとして例外的に許可は可能となっております。報告第7号4番と関連しております。

10ページをお願いいたします。

12番、申請物件が横島町横島の田368㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、住宅で集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可は可能となっております。

以上12件、合計8,904㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る3月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

それでは、1番から7番まで担当委員の説明をお願いいたします。

1番からどうぞ。

○3番（赤松繁之君） はい、農業委員3番、赤松です。1番の案件について御説明いたします。

申請人は不動産業を営んでおり、宅地分譲3区画のための申請です。場所は胃腸科クリニックの東側120mぐらいのところで、南側を市道が通り、西側と北側は宅地、東側は農地です。道路より少し低くなっているため、周りをブロックで囲ん

で土砂の流出を防いで、2、30cmくらい盛土をするそうです。分譲地の境はブロックで仕切りをするそうです。給排水は南側道路内の上下水道を利用し、雨水は自然浸透を図り、オーバー分は集水桝によって南側道路の側溝へ接続放流とのことで、この地は第2種中高層住居専用地域でもあり、現地調査の結果、許可相当と思います。

続きまして、2番の案件。申請人は現在官舎に居住しているが、子どもも生まれて個人住宅をとの思いでの申請です。場所は糠峯団地の西側150mぐらいで、玉名バイパスの隣接地です。北側を208号バイパス、南と東側を市道で囲まれた三角形の土地です。南側は市道より2mぐらい高くなっているため、実質面積は500㎡未満だそうです。高台ですので土砂の流出を防いで整地するぐらいで、建物は木造平屋建て1棟と駐車場です。給排水は東側市道内の上下水道と接続利用し、雨水は自然浸透を図り、オーバー分は市道側溝へ接続放流、完成後に被害が発生した場合は、本人が責任を持って解決するとのことで、現地調査の結果、許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは3番、4番、続けてお願いいたします。

○5番（浦谷幸司君） 農業委員5番浦谷です。3番の案件について説明いたします。

譲受人と譲渡人は親戚関係でございまして、譲渡人の畑の一部を分筆して宅地にするということでの申請でございます。場所は、肥後伊倉駅から西に200mぐらい行ったところでございます。南の方に市道が通っており、そこは上水道も通っております。そして、その脇には側溝も完備されておるところでございます。専用の住宅建築ということでの申請でございます。畑498㎡の申請で、住宅の建築面積は102.67㎡でございます。給水方法は市道の中に公共上水道が埋設してありますので、それより給水するというところでございます。排水方法は、雨水については自然浸透、生活雑排水、汚水については合併浄化槽を設置して、排水溝に流すということでございます。造成中の被害防除として、周囲にブロックを積み上げて、土砂の流出をしないようにするというところで、万一被害が発生したときは責任を持って対処しますということでございます。許可相当と思います。

それから、4番について説明いたします。

これも肥後伊倉駅から南に200mぐらい行ったところでございます。申請は畑166㎡と14㎡の合わせて180㎡の申請でございます。ここも個人住宅でございますが、西側に県道が通っており、そこに側溝もちゃんと整備してあります。この住宅は、親御さんの土地内に住宅を建てるということですが、その入り口が畑で

ありまして、その畑を駐車場等に利用するということでの申請でございます。申請地においては建物は建ちませんが、従来のお父さんたちの敷地内に家は建てるということで、その入り口として利用するということでございますので、建築に対しての雨水、排水等のことについても書いてありますので、説明しておきます。

給水については玉名市の上水道、雨水、排水については、四隅に柵を設けて敷地内の溜め柵で集水して、その後、水を側溝に流すということでございます。また、雑排水については、合併浄化槽を設置し、市道の側溝に流すということでございます。建築中またはその後、周りの敷地に土砂の流出等を避けるために配慮しながら工事を進めていくということでございます。万一周辺に被害が生じた場合は、転用者が責任を持って対応するということございましたので、許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは5、6、7番、説明をお願いいたします。

○6番（縄田伊知郎君） 農業委員6番縄田です。まず5番の件について説明いたします。

転用目的は建売住宅4戸です。場所は208号線、玉東の旧スーパーマーケットから南に500mほど行ったところ。土地所有者は、耕作する者が今後いないことから売却を検討されていたため、今回の件に同意されたそうです。転用面積は2,186㎡、4戸それぞれが421㎡、349㎡、415㎡、495㎡、進入道路が500㎡だそうでございます。すべて木造平屋建ての家が建つそうです。給排水計画としましては、玉名市公共上水道からの給水、雨水については市道東側側溝に放流、汚水、生活雑排水については、全ての住宅につき合併浄化槽を設置し、その後処理水は同じく東側側溝に放流するそうです。周囲を全て道路に囲まれているため、近隣の農地に被害はないと思いますが、造成中、土砂の流出や堆積崩壊がないように細心の注意を払うそうです。現地調査の結果、許可相当と判断いたします。

続きまして、6番の件について説明いたします。

転用目的は個人住宅です。先ほど計画変更の承認をいただいた事務所の予定のところに個人住宅を建てられるということです。場所は208号線沿いの印刷事業所から南に300mほど行ったところ。建築面積は107.33㎡、木造2階建てです。給水方法は玉名市の公共上水道施設を利用して給水、排水については、雨水については施設内に雨水用柵を設置し、上水を道路側溝へ流入させる。生活雑排水、汚水については、合併浄化槽を敷地内に設置し、その排水処理は道路側溝に流入させるそうです。被害防除計画といたしましては、周囲に農地はなく、周りをブロック擁壁で囲み、土砂の流出、堆積、崩壊がないように気をつけるそうです。現

地調査の結果、許可相当と判断いたします。

続きまして、7番の件について説明いたします。

転用目的は農業資材販売所です。場所は208号線、田崎にある農機具サービスセンター隣です。申請人は北坂門田において農業及び資材販売をされておりますが、このたび熊本市の赤土販売業者の方が事業を廃止されると聞き、その業者に当該事業を申請人で引き継ぎたい旨を話しましたところ、承諾をいただいたということです。事業を行う場所について探すことになり、探索していたところ、本件土地が売却されてもよいという情報があったので、その仲介不動産屋へ交渉したところ、快諾を得たことにより購入することに決定したそうです。今後は本件土地において主に赤土の販売をしていくということです。北側、南側、西側は耕作放棄地、東側は道路、また農機具サービスセンターに隣接しているということです。計画概要としましては、2,377㎡で、そのうち中心部に赤土を盛り、販売されるそうです。給排水計画、給水はなしです。雑排水もなしです。雨水は自然浸透、オーバーフロー分は2カ所に設置した浸透柵により処理するそうです。被害防除計画、境界等には柵をすることなど現状を変更する予定はなく、また、日照・通風・耕作への被害は、周囲に農地がないことから影響がないと考えられます。現地調査の結果、許可相当と判断いたします。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

5、6、7番と説明をしていただきました。

それではここで、受付番号8番につきまして、始末書を読み上げます。事務局、よろしく願いいたします。

○参事（安田志津子君） — 8番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま8番につきまして始末書を読み上げました。

それでは、受付番号8番から受付番号12番まで、各担当委員の説明をお願いいたします。

8番からどうぞ、お願いいたします。

○10番（田上 一君） 10番の農業委員田上です。8番の案件を説明します。

現在、譲受人夫婦は熊本市のアパートに住んでおられるわけですが、今年の春、子どもさんが生まれる予定になっているため、アパートが手狭になったため個人住宅を計画されたものです。新築場所である申請地は、岱明町中野口のバス停から大野小学校のほうへ約80mから100mぐらい入ったところになります。建築面積は110.13㎡の木造平屋だそうです。申請地の西側と南側は市道が通っており、

東が雑種地になって、北側は宅地になって現在家が建っています。両方とも境界にはブロックを積んであります。もちろん右側の市道には玉名市の上水道、下水道がきておりますので、給水は玉名市の上水道に接続させてもらおうそうです。また、生活雑排水、汚水は玉名市の下水道に接続する予定とのことでした。被害防除計画としては、造成工事はしないので土砂の流出はないと思われませんが、万一被害が生じた場合は、申請人の責任において速やかに対処しますとのことでした。また、完成後もいろいろな障害が生じた場合は、申請人の責任において立派に対処しますのでよろしく願いますとのことでしたので、何も心配はないと思いました。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは9番、お願いいたします。

○推11番（小山久仁江君） 推進委員11番、小山です。9番の案件について説明します。

譲受人は幼稚園を経営しておられます。申請地は岱明公民館から西へ約500mほどにある幼稚園の園庭南側に隣接しています。転用目的は園庭拡張のための学校用地です。開園当初は園児数が少なかったのですが、近年園児数が増え、力を入れておられる外遊びや体操教室も十分に活動できなくなっているということでした。また、一大イベントの運動会も園庭が狭いため町のグラウンドを借りて開催しており、練習時その都度バスで移動せざるを得ない状況でしたが、隣接する申請地の所有者から売買のお話があり、この計画にいたったということです。申請地の東側は職員の駐車場、北側が園庭、南側と西側は農道です。工事としては、申請地と園庭との境に現在設置してあるブロックとフェンスを取り除き、申請地が園庭より嵩高になっているので、土を取り除き、土地の高低差をなくし、園庭同様に砂を撒くということです。東側の駐車場との境界にあるブロックとフェンスは、フェンスは取り除いて再利用されるそうですが、ブロックは事故防止のために残し、園児が進入できないようにするということでした。南と西側の農道との境界にはブロック塀で土留めし、その上にフェンスを設置して土砂の流出を防ぐということです。申請地に建物や仮設物はありません。そのため給排水は必要なく、雨水は自然浸透です。近隣農地への日照や耕作などに影響はないものと思われ、許可可能と判断しました。よろしく願います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは10番をお願いいたします。

○12番（中島浩輔君） 農業委員12番、中島です。10番の案件について御説明いたします。

目的は個人住宅です。場所は玉名市の岱明支所より西のほうに約600mほど行ったところです。木造の2階建ての計画です。北側には上下水道が埋設されている市道が通っております。譲渡人の1筆800㎡ほどの約半分ほどの南側323㎡と、それにつながる東側の進入路として56㎡を譲り受けての計画です。東側にはブロックにフェンスが設けてあり、西側には個人の作業用の進入農道があります。南側は高低差が約2mほどの法面があります。そこにはL型擁壁かブロックか、鉄筋モルタルか、まだ今のところは思案中だそうです。隣接地への土砂の流出を避けるよう十分留意し、計画施工されるようです。給水も生活雑排水も北側の市道に埋設されている上下水道に接続し、利用されます。雨水は地下浸透と、処理しきれない部分は溜め枠で濾過し、北側の道路側溝に排出されます。

問題ないものと思いますが、審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは11、12、続けてお願いいたします。

○16番（島村秀敏君） 16番、農業委員の島村です。11番と12番の案件につきまして御説明いたします。

まず、11番の案件でございますけれども、譲渡人と譲受人は祖父と孫の関係でございます。現在両親と別棟で生活をしているわけでございますけれども、将来的に手狭になるということも勘案し、また、老後の問題も必要であるということで、隣接する圃場を祖父から譲り受けて、個人住宅を建てるものでございます。

事業計画につきましては、木造平屋の1戸建てということで、隣接するところを圃場を分筆して建てるものでございます。生活排水におきましては、隣接する農業集落排水に接続し、また汚水に関しましても農業集落排水に接続するということです。また、土砂の流出、あるいは排水溝のことも考えられるということで、周辺をブロックで囲むということになっております。また、工事中いろいろ被害があった場合には、転用者が責任を持って対処するというところでございます。何ら問題ないかというふうに考えております。

続きまして、12番の案件につきまして御説明いたします。

譲渡人と譲受人、祖母と孫の関係でございます。現在、譲受人は現時点での横島の中での居住はしておられないわけでございますけれども、祖母の土地の隣接する圃場で、許可を得たということで個人住宅を建てるものでございます。給水方法におきましては、現在、祖母の世帯が利用している井戸を利用するというところでございます。また、排水におきましては、雨水に関しては自然浸透、それからオーバー分につきましては、隣に排水路が流れておりますので、そちらのほうに処理をするということでございますし、また、外周におきましては、ブロックを接続して土砂

の流出を防止するというごさいます。また、工事中におきましていろいろ問題があった場合には、十分対処するというごさいます。何ら問題はないかと思ひます。どうぞ御審議方、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

ただいま担当委員の説明が終わりました。1番から12番まで、皆さんより何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○推18番（坂本 修君） 18番、推進委員の坂本です。

11番と12番、これは第1種農地ですね。第1種農地はどういうことが第1種農地かという、10ha以上、農業を守るところが第1種農地。公告縦覧中、第1種農地、こぎゃんたどこに聞くとよかつですか、建つためには。ぼくは不思議なんですよ。2種農地、3種農地なら建てらるって、農地に適したところじゃないから。ところが第1種農地なんですよここは。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。第1種農地でも条件によってはですね、例えば、集落の人の生活上必要である、そのような場合の許可の例外もあるので、その際は、それに該当する場合は、この事務局説明の際にその説明をしているとおりで、いろんな条件によっては許可の例外で許可可能というのも第1種農地でもあります。

○推18番（坂本 修君） ならこれ公告縦覧中で書いてあるですね、一つは、11番か、これはどこに許可すつと公告縦覧中がでくつとですか。

○議長（永田知博君） はい、どうぞ。

○参事（安田志津子君） 事務局、安田です。農用地区域内は、原則、農用地に入っていればもちろん許可できないわけですがけれども、個人住宅の場合、その場所に住宅が建つということは、農業振興地域が繁栄するというごさ、今、住宅が建つところの隣に接続して建つ分には、農振地も除外できて、転用も許可できます。農振地の除外後にですね、第1種農地であれば、集落に接続していれば転用の許可はできるというふうに決まりがありますので、それに沿って判断しています。

○推18番（坂本 修君） この公告縦覧中というのはどこに許可とるとできますか。11番。

○参事（安田志津子君） 公告縦覧中にどうすればなるかということですか。

○推18番（坂本 修君） いや、どこに頼むとこういうふうになつとですか。

○参事（安田志津子君） 農林水産政策課で取り扱いをしています。除外の申請もそこできるとなっています。除外できるところとできないところはあります。

○推18番（坂本 修君） それは大体農業委員の仕事じゃないわけですね、じゃあ。

○事務局長（小山 博君） はい、事務局、小山です。農振除外等は直接農業委員の業務ではございません。だから、今の事務局の安田が説明したとおりですね、随時除外の申請、定期的な一定の期間でまとめて除外の申請を受け付けて、除外することをしかるべき審議を、窓口農林水産政策課で行って対応しております。農振除外の申請がでた地域についてはですね。

以上です。

○推 1 8 番（坂本 修君） なら 1 0 h a、第 1 種農地ですね、よかですか、どうやって守るとですか。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。今、先ほどの説明もございましたが、集落に接続しているというような条件があるものは、これは例外的に許可ができる、守る・守らないとかいうことではなく、第 1 種農地であっても許可申請がでた場合ですね、規定の第 1 種農地であっても例外の許可できるようなありますので。

○推 1 8 番（坂本 修君） でも農業委員は農地ば守るのが農業委員でしょう、大体、違いますか。こういう許可ば出すとが農業委員じゃなかでしょう、本当の役目は、どっちですか。

○参事（安田志津子君） 事務局の安田です。もちろん許可とか除外とかができないところについては、もうできませんというふうに申し上げておりますので、全てが全て出したら許可なり、農振地域の除外ができるというわけではないですので、そこは原則に沿って、規定に沿って許可できるところとできないところと判断しています。

○推 1 8 番（坂本 修君） その判断はおたくたちがずっと、農林水産がずっと。

○参事（安田志津子君） 農振地の除外については、農林水産政策課のほうで事務を取り扱ってしまして、第 1 種農地かどうか、第 1 種農地で転用の許可ができるかどうかという判断は、農業委員会の事務局のほうで行っております。

○推 1 8 番（坂本 修君） 農業委員会に聞くとよかですね。

○参事（安田志津子君） はい。

○推 1 8 番（坂本 修君） すみません、ありがとうございます。農地はどぎゃんしてこら守っとよかつですかね。ちょっと平たく言うと、普通の話になるばってん、農地はどがんで守るですか。第 1 種農地というのは 1 0 h a 以上、農業が行われとつとこ。ここに今まで言いよった第 2 種農地とか第 3 種農地、それは何でかて、第 1 種農地は 1 0 h a 以上で、農業をしなさいと。ところが、もうこれがよか、悪かつじゃなかつですよ、たまたま第 1 種農地で出たけん聞きよつとばってん。どぎゃんして守るですか。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。先ほどと少し答えが重複してしまいま

すけど、第1種農地はおっしゃるとおり生産をする農地ですので、原則そこは転用はできないんですけど、一定の条件下があれば例外の許可は可能ということで、方向性は転用のできないのが第1種農地であるのは確かであります。以上です。

○推18番（坂本 修君） これほどこかで止めとかなと、今から先はずっとぎゃんなんて思うとたい。例えば、第1種農地も僕が聞いた話だけど、家が建つと1軒、全然ないところに家が許可してできたと、その隣はよかごた、だけんそういう話だったら農地で守れんとじゃなかろうかと、違うですかね。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。全ての転用、農地法4条、5条ですね、それらは所定の規定に基づいて、これは許可が可能とか判断しておりますので、それが正に今、毎月定期的に総会をしている中で、許可申請があったことに対して、農地法の許可条項に問題ないかというところで審議した結果、転用許可申請を御提案しているところでございます。以上です。

○推18番（坂本 修君） あんまり言うとなんか嫌われるけん言わんどこ、ありがとうございます。ありがとうございました。

○議長（永田知博君） よございますか。

○推18番（坂本 修君） なら、例えば、第1種農地も、僕はちょっとしつこいけん、すみません、ごめんなさい。ずっと家が建っていくと、第1種農地じゃなくて第2種農地になる可能性があるですよ、ずっと家が建っていく、隣はよか隣はよかて。すつと、はっきり言うて第1種農地で何だろうかていうことですよ、最終的に。なら農業委員は何で単独の組織かいと。市の組織じゃないですよ、これは。農業委員は全国組織でできとつですよ。それは何でかて。僕の判断じゃあ、農地ばある程度守つとだろうと。ただ農民が減つとるけん、今、農地が家ば建てんと売れんけんて。ところが本当の農業委員というのはそういうもんじゃないとじゃなかかかねって思うたつですよ、すみません。

○議長（永田知博君） よございますか。

○推18番（坂本 修君） はい、よかです。

○議長（永田知博君） それじゃあ、今、坂本委員から御質問がありましたけれども、都市計画審議会とかそういうふうな審議会があります。そういうところで年に2回集約して検討して、許可を出すとか外すとか、農振除外するとかというのはあります。

それで、例えばですね、集落に接続しとるその第1種農地の場合に、例外的に認めるとかそういうのもあるんですよ。それで、例えば道路一本で、それ以上はもう絶対だめというのがあります。これはどんな申請、誰を連れてこられてもだめですというのがあるんですよ。ほんの道路一本で手前と先のその道路を隔てただけの

前後です、そういうのも何回も体験しましたが、何でもここはでけんとかいてやっぱり言いたいところあるわけです。そすと第1種農地だけ、農地を自分からは守らないかんというのは当然のことですが、やっぱり腹立たしいような場面もいっぱいありますよね。失礼な言い方をしますと、不動産業者なんかは、良い農地をパッパッと造成してです、宅地分譲したり、そういうのは結構見らるっじやなかですか。それで、今、申し上げましたように、集落に接続して第1種農地であってもその例外として認められると、事務局のほうで最初から説明しておりますけれども、そういうふうないろんなその条件とか満たした場合は、やむを得ず第1種農地であってもそういうふうになる場合がいっぱいあります。

それでは、12番までの説明が終わりまして、何か皆さんよりほかに御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(永田知博君) それでは、御意見、御質問も出尽くしたようでございますので、採決に移ります。

議第13号農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第13号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第14号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(小山 博君) 事務局、小山です。11ページをお願いいたします。

議第14号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和3年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

12ページから13ページの総括表、14ページから18ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回、所有権移転が10件、24,376㎡、利用権設定が48件、149,975㎡、合計58件、174,351㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案をしております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。
議第14号農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。
異議がないものと認め、議第14号については、原案どおり決定いたしました。

-----○-----

5. 報告

○議長（永田知博君） 次に、報告第7号、8号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局小山です。19ページをお願いいたします。

報告第7号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和3年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回19ページから25ページまでの27件、合計115,609㎡の解約通知を受理しております。

続きまして26ページをお願いいたします。

報告第8号許可書返納届について。下記の物件は、農業委員会許可後に許可書返納の届出がありましたので報告します。令和3年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回、昭和59年10月26日に転用許可いたしました1件、617㎡について、記載されている理由により返納届出を受理しております。

以上、報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま事務局より報告がございました。皆さん、全体的に何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、本日予定しておりました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

6. その他

○議長（永田知博君） それでは、これからその他に移ります。まず、事務局より御報告をお願いいたします。

○係長（松倉 司君） お疲れさまです。事務局の松倉です。

私のほうからですね、まず今日の配付物の配付書類の確認をさせていただきたいと思います。

まずですね、これは推進委員さんのみですけれども、のうねんの1月号でございますでしょうか。続きましてですね、令和3年度の農業委員会関係行事予定表、A4の一枚ものですね。それと令和2年度熊本県農地利用最適化推進ブロック別研修会にかかわる資料の一式ということで、3冊ほどお手元にカラー刷りのものがあるかと思えますけれども、本年度につきましては、新型コロナウイルスで農業会議、年2回ほどバスを貸し切っておりますね、研修会等に行っておりましたけれども、その全てが中止になっておりますので、その代替えじゃないんですけれども、農業会議のほうからこの資料を買っておりますので、また帰られてからでも御一読お願いしたいと思います。

以上、資料の確認ですけれども、引き続きましてですね、2番目に説明いたしました令和3年度農業委員会関係行事予定表、これについて説明させていただきます。

来月4月からですね、令和4年の4月まで載っておりますけれども、一応ですね、改正等もございますけれども、1年間の行事予定表をお渡ししておきますので、7月までは皆さんこのメンバーになりますので、総会の日程や現地調査の日程を一応御確認をお願いします。

それとですね、5月6日木曜日に5月の総会を予定しておりますけれども、総会の会場といたしましては、今のこの市役所の4階の委員会室の予定なんですけれども、備考欄に駐車場が市民会館としております。

といいますのが、ちょうどこの日ですね、夕方になりますけれども、オリンピックの聖火ランナーが夕方、市役所の前のこの道を通る予定になっておりますので、市役所の駐車場に駐車することができません。ですので、総会にお越しの際はですね、市民会館の別館の駐車場に駐車いただいて、こちらの市役所のほうまでお越しいただければと思います。

また、この件は5月の総会の招集の文書の中にも記載をしておりますので、一応よろしくをお願いします。また時間があられる方はですね、聖火が、ランナーが夕方5時ぐらいにここは通る予定になっておりますので、関心があられる方は残って見られるとかですね、そうやってもいいと思います。

最後にですね、もう一つ資料を2つほど付けておりますけれども、形状変更届に関する規定（案）と、様式の農地の形状変更届出書の様式のA4、それぞれA4のものですけれども、これについて今回ですね、ちょっとこの場をお借りして説明をさせていただきたいと思います。

近年ですね、この形状変更届後にですね、届けをされたあと、盛土する際にですね、廃土などによって埋め立てをされたり、その結果耕作もできないような埋め立てになっているような行為が多く見受けられます。このような現状であるため、固定資産税のほうもですね、畑とかではなく雑種地課税とされるケースも増えております。

最後にですね、もう一つ資料を2つほど付けておりますけれども、形状変更届に関する規定（案）と、様式の農地の形状変更届出書の様式のA4、それぞれA4のものでございますけれども、これについて今回ですね、ちょっとこの場をお借りして説明をさせていただきたいと思っております。

近年ですね、この形状変更届後にですね、届けをされたあと、盛土する際にですね、廃土などによって埋め立てをされたり、その結果耕作もできないような埋め立てになっているような行為が多く見受けられます。このような現状であるため、固定資産税のほうもですね、畑とかではなく雑種地課税とされるケースも増えております。

またですね、この形状変更届に関しては、届けをする前に地域の農業委員の確認の印鑑をもらって届出をすることになっておりますけれども、農業委員の数がですね、法改正前から半分となっているということもあり、1人の委員がみる範囲が広がったり、場所によってはですね、委員さんが違う校区の形状変更届についても確認をしなければならないという状況でもございます。このようなことからですね、今回事務局では、形状変更届の運用を見直したいと考えております。改正の具体的な内容につきましては、今から担当の安田のほうから説明をさせていただきます。

○参事（安田志津子君） 事務局、安田です。こちらの形状変更届に関する規定（案）という一枚の用紙をごらんいただきたいんですけども、黄色いマーカーの部分が挿入する文字、それから赤の二重線で消している部分が、ここは削除をしたらどうかというようなところの文字になっています。

変更点の御説明を申し上げますと、まず届出ですね、これまで形状変更届を出されたら、それで埋め立てまたは掘削ができますよというふうに申し上げていたんですけども、これを、現地調査後、形状変更届の受理通知をもってというふうに変更したいと思っております。現地調査をして、転用の現地調査とおそらく同じ日になるのではないかなと思うんですけども、現地調査のあとに総会で届出を受けましたというような審議を経て、そのあと今も受理通知は出しているんですけども、その受理通知を受け取られたら形状変更届できますというふうに御説明をできればと思っております。

それから、現地調査をすることで、第4条、添付書類のところの3番目の隣接農

地の所有者からの確認印と、それから地区担当委員の確認印を今までこちらの形状変更届の様式の右半分には、このような形で確認印をいただいていたんですけども、現在、転用のほうも隣接地の確認印をもらっていないということもありますし、現地調査のときに、隣接の方にはちゃんと御説明をお願いしますということを確認しようというようなことで、こちらと、それから農業委員さんも現地調査をしますので、押印を省略しようということで、この2点を削除ということにしております。

それから、遵守義務ということで、形状変更届の受理通知後に、これまで1年1耕作を経るまではというふうに書いてあったんですけども、1年間過ぎたら、何も作らなくてもそのまま宅地にしてしまおうみたいなことを考えていらっしゃる方、勘違いをされていらっしゃる方もいらっしゃるのかなということで、受理通知後1年以上の耕作を経るまではというふうに変更をしたいと思います。

一番最後、できれば4月1日からの施行ということで考えております。

こちらの形状変更届様式のほうですね、さっきの遵守義務のところをこの注意のところに書いてあるんですけども、ここが1年1耕作と書いてあったのを、上と同じく1年以上の耕作を経るまではと変更して、この遵守義務は、遵守義務というか注意事項として、ちゃんと見ていただけるように目立つように拡大して、様式も一緒に変更できたらというふうに考えています。

以上です。

○議長（永田知博君） 今、事務局から説明がございましたけれども、今まで形状変更届については、現地調査なんか今までやっていませんでしたので、その書類のとおりであとの確認はしておりませんでしたので、今度からはその現地調査を行って、許可を出したあとから埋め立て、そういうふうな段階に入ったらどうだろうかというこの案ですね。

まだ皆さん方もいろいろそういう場面に出くわされたと思いますけれども、何か皆さんのほうでこういうふうにしたほうがいいんじゃないかというような提案がありましたら、この機会にどうぞ聞かせていただきたいと思います。

はい、浦谷委員、どうぞ。

○5番（浦谷幸司君） 第5条の1年以上の耕作を経るということですが、これ確認ばせんと、作つとるか作つたらんかは結局わからんとでしょう。たまに農業委員のまわってその確認ば取らなんとかなというごたところばちょっと、どうしたらいいですか。

○参事（安田志津子君） できれば現地調査を行った地区の農業委員さんに、通りすがりにでも気にしていただければと。形状変更届は、2、3カ月に1、2件というような割合で今年1年は出ていたかなあという気がしますので、そんなに頻繁では、

何カ所でもではないかと思しますので、ちょっと見ていただければ。

○5番（浦谷幸司君） 年間にその時期があるたいな。だけんその申請が終わってから、耕作はいつしなはるかが、そがんところがはっきりわかっとればよかばってんが。

○参事（安田志津子君） そういうのも現地調査のときに一緒に、何作りますかから確認できればとは思いますが、あまりに負担がそうですね、大きいでしょうか。あくまで案なので。

○12番（中島浩輔君） 農業委員12番の中島です。今、浦谷委員のほうから質問が出ましたけど、一応計画書というのがいる。それだけ地盛りして何を作りたいとか、二、三年をみて土を替えたりいろいろ工面してされるもので、収穫期間とか、いつその確認に来れるのか、1年間の大まかな計画書を提出のときに出してもらえれば。記録として残るだろうし。そして、雑種地とみなすというか、そのへんのところも、佐賀あたりに前行ったときに、1年目みて、2年目みて、3年目になったら警告とかなんか、そういうこともあったような感じで記憶に残っておりますので、そのくらい具体的な方向で多少取り組んだほうがいいのかなどは思います。一応これも提案ですけど、以上です。

○事務局長（小山 博君） はい、事務局、小山です。今、中島委員のほうから提案いただいたこともですね、現地調査のところで聞き取りと併せてですね、そのような何か形にというか、残すということも検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうぞ。

○7番（下川 安君） この変更届のところに目的とかなんか書く欄があるので、このところに何を作りますかなんかというのは、窓口に来られたときに指導してもらえばいいのかなと思います。するとこれを見ると大体わかるような感じ、以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうぞ。

○係長（松倉 司君） 事務局の松倉です。今、下川委員さんから御意見がありましたけれども、2番のですね、形状変更後の利用目的のところに、届出の際にですね、具体的に盛土のスケジュールと、それから作付けの計画を詳しく聞くということで、ここをちょっと注意して聞くような形で対応できればなどは思います。

それと、なかなかですね、先ほど安田のほうからお話しましたが、委員の皆様方にも詳細に確認をするというのはなかなか難しいとは思しますので、可能な限りですね、我々も近くを通ったときは関心を持って見るようにしますが、可能なかぎりちょっと見ていただいて、最終的に4条なり5条なり転用申請が出てきた際にはですね、農家台帳を見ると形状変更届出がいつ出されたかというのは履歴残っておりますので、それから土地所有者に対して、その後、何をどのくらいの

期間作られたというのは、確認した上で転用の許可を受けるとか、そのようにしたいとは思っております。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうぞ。

○16番（島村秀敏君） この隣接農地という問題よりも、やはり形状そのものをですね、仮に本人が耕作目的でやるということであれば別に問題はないかと思うわけです。ただ、埋め立てた、その後は作付けはなしで、例えば駐車場、あるいは物置きと、あるいは資材置場というような形で放置してあると。ただ、罰則があって罰則のないような法というか、やり方なんですよね。そういった形状が耕作目的であれば別に問題ないかと思うし、ただ、耕作がされていない場合、その指導、あるいは罰則、これは、例えば農業委員会で決めるとか、あるいは法的に決めるとか、あるいは罰則が刑事罰としてあるというようなことが可能なのかどうなのか、そのへんもちょっとお伺いしたいんですが。

○参事（安田志津子君） 事務局、安田です。刑事罰とまではなかなかいかないかと思えますけれども、例えば、あからさまに雑種地になっていたとしたら、課税だけが雑種地になるとか、そういったことはあります。形状変更が出ていて、委員さんと事務局とでずっと確認をされていて、ここはちょっと農地として使われていない、あからさまだというところはですね、固定資産税をかけるとか、そういうことぐらいですかね。これで刑事罰までは今のところ規定がないかと思われま。

○16番（島村秀敏君） 結果的にはやったもん勝ちじゃないですけどね、黙ってこすかもんならそういった形で利用したり、儲かることがあるわけなんですよね、現時点で。そこを、例えばこういった農業委員会、あるいは行政的にそれをかたすというんですかね、そういうやり方が何か必要であるんじゃないかなと私は考えるわけですけども、そういった行政なり、あるいは農業委員の中から、農業委員会の中でそういった違反した者に関しては、何らかの処置を強制的に行うというようなやり方はできないものですかね。元に戻せば一番いいわけですけどね。

○議長（永田知博君） はい、事務局どうぞ。

○係長（松倉 司君） 事務局の松倉です。今の島村委員さんの御意見なんですけれども、この形状変更届というものがですね、これは農地法に基づく届出ではございません。あくまでも玉名市農業委員会で作った運用の中の届出になっておりますけれども、耕作目的で埋め立てをして、結局その目的に使っていないということになりますと、結果的に言葉としては無断転用ということにもなりますので、無断転用をそういう事案を見つけたらですね、やはり事務局と地元の農業委員さんとですね、まずは順番からいくと口頭指導をして、改善するように促す、これをやっぱり引き

続きずっとしていくことになります。

制度法の中を話しますと、なかなかここまではいかないんですけども、口頭指導で改善ができなかった場合は、文書指導であったりですね、最終的にはですね、農業委員会からですね、現況回復命令という形での対応という形にはなります。ですので、そこまで行き着かないようになるべく話ですね、口頭で改善してもらうのが一番いいとは思いますが。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうぞ。

○13番（小川信孝君） 13番、小川です。公共事業等委員会が認める相当の理由ということが書いてありますけど、これは公共事業というのはどういうところの話、簡単に説明をいただければと思いますけど。

○議長（永田知博君） はい、どうぞ。

○係長（松倉 司君） はい、事務局の松倉です。今、小川委員さんからの御質問があったのが、第6条のその他の公共事業を委員会が認める相当の事由というのはどんなことかということですね。

一番よくあるのがですね、道路買収じゃないかなと思います。形状変更、田んぼを畑に埋めて、そのあとそこに隣接する道路の拡幅とかの買収があったりとかした場合、例えば、1年以内に盛土を、形状変更届をして1年経っていないから、道路の拡張あたりはですね、許可不要届の一つになるんですけども、形状変更届が出て1年以上経っていないから、その転用行為ができないというのはなかなかないと思います。一番わかりやすいのは道路の買収の件だと思います。ほかにもいろいろあるかと思いますが、一番わかりやすいかなと思います。以上です。

○13番（小川信孝君） 部落等で花地とかなんか利用する、そういうとは関係なかったでしょう。花壇です。

○係長（松倉 司君） 事務局の松倉です。地域でっていう、地縁団体ですよ、等の目的になると、公共事業とはならないかなと思います。

○13番（小川信孝君） はい、わかりました。

○議長（永田知博君） 今、いろいろ皆さんより提案がございました。今後まだこれは今日出しましたのは案でございますので、検討してまた煮つめていったらいいんじゃないかと思いますが、事務局よろしいですか。

○参事（安田志津子君） 4月1日からでなくても一回ぐらい話してからということでもよろしいですか。

○議長（永田知博君） はい、そういうことで、それじゃあよろしく願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。この今日の案で、4月1日施行の案で

提案しているところですけど、（「却下」と呼ぶ者あり）今のところは4月1日以降。（「却下」と呼ぶ者あり）（「却下て出たよ」と呼ぶ者あり）

○参事（安田志津子君） 現地調査自体は大丈夫ですか。

○推12番（西分幸夫君） いいですか、この形状変更は、私が今日説明した内容のところに早速出てくるんじゃないかと思うんですね、ちょっと気になるところで、先ほどの話です、耕作地、農地以外に利用した場合は、刑事罰まではできないというようなことでしたので、それは急にそんなことはできないと思います。したがってですね、遵守義務のところですね、次のような一文を入れたらどうかかなあと思って今、考えていたところです。

「形状変更後、農地として利用されない状況が発生した場合においては、変更前の状況に復する義務を負うものとする」と、そういう文章を入れておくんですね、このとおり規則になっているんじゃないか、あんたはもとに戻しなっせて言うことができると思うんです。だから、その規則の中にこういう一文を入れておいたらどうかかなあと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（永田知博君） はい、事務局どうぞ。

○係長（松倉 司君） 事務局の松倉です。今、西分推進委員さんのほうからですね、一つの罰則文にかわるような提案がございましたけれども、やはり皆さんちょっと今この時間帯で全てをこれで決めてしまうというのはなかなか難しいみたいですので、4月1日からの施行にこだわらずにですね、1回ちょっと今日この資料を持ち帰っていただいて、また次の総会の際にですね、御意見を聞かせていただければと思います。

○議長（永田知博君） 今日皆さんよりいろいろ意見が出ておりましたので、これも含めてまた煮つめていくということで、今日のところはそれで終わりたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

（はいの声）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

○事務局長（小山 博君） それでは、その他あと1点ですけど、新しい任期の農業委員の改選に伴う募集が先月2月25日をもって終了しました。玉名市の農業委員定数は19でありましたが、定数を上回る、超える推薦応募がありました。結果につきましては公表することになっておりますので、来週中には玉名市のホームページに内容を掲載する予定であります。委員の皆様には現職委員の立場である中で、いろいろと御協力いただきましてありがとうございました。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。ただいま、この次の農

業委員会の農業委員の立候補がこの前、終了いたしました。いろいろと地域地域で何かありましたときはどうぞお知らせいただきたいと思います。

-----○-----

7. 閉 会

○議長（永田知博君） それでは、本日は慎重なる御審議、本当にありがとうございました。これを持ちまして、令和3年度第3回の農業委員会総会を閉じたいと思います。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

-----○-----

閉 会 午後3時43分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和3年3月5日

玉名市農業委員会会長

永田 知博

農 業 委 員

中島 浩輔

農 業 委 員

小川 信孝